

長野市監査委員告示第10号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成17年11月21日

長野市監査委員	小林	昭人
同	高波	謙二
同	町田	伍一郎
同	山田	千代子

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査 分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>( 指摘事項 )            1 本庁舎警備業務委託                ( 報告書61ページ )</p> <p>(1) 委託業務について効果測定を行うべきもの</p> <p>年間、不審物及び不審者等がどの程度認められたか否かについては、警備委託の効果測定及び今後の警備方針あるいは体制にとって必要であるが、集約し、分析されていない。警備日誌の記録を集約し、数量化することによって効果測定を行うべきである。</p> <p>( 指摘事項 )            2 第一庁舎清掃業務委託            3 第二庁舎清掃業務委託                ( 報告書63ページ )</p> <p>(1) 面積等清掃数量を正確に把握して積算すべきもの</p> <p>清掃経費の積算においては清掃すべき面積、個数等数量が基礎であることから、数量表示のないまま積算されていることは適正でない。また、ガラス清掃について両方の仕様書とも内側、外側とも洗剤で洗浄しとあるが、両方の建物の構造上の相違がほとんど考慮されていないのは妥当でない。庁舎清掃業務の積算に当たっては、単に建築延べ面積を示し、清掃不要面積を図示するのみならず要清掃面積を算出し、個々に必要な清掃面積、個数等を正確に算出し、公正・妥当な根拠のもとに行うべきである。</p>	<p>効果測定を行うことについては、平成17年度4月から、不審物発見数及び不審者等注視回数の集計を行い、今後の警備方針の参考にすることで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">( 庶務課 )</p> <p>面積等清掃数量を正確に把握して積算することについては、平成17年度契約の発注に当たり、清掃面積、個数等を算出し数量表示を行うことで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">( 庶務課 )</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査 分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(指摘事項)            4 第一庁舎案内表示プレート作成業務委託            (報告書 68 ページ)            (1) 総合案内板貼替等少額随意契約について集約すべきもの</p> <p>平成16年度に行った総合案内板貼替等の業務委託3件については、業務内容、契約期間、委託業者とも同じであることから、分割契約にする必要はない。集約して競争入札によって契約すべきである。</p> <p>(指摘事項)            5 庁舎衛生設備清掃業務委託            (報告書 70 ページ)            (1) 指名競争入札の方法について改善すべきもの</p> <p>庁舎衛生設備清掃業務については、毎年度、指名競争入札によって受託者を決定し、業務委託契約を締結している。当該契約の指名競争入札状況は、(表 37)のとおりである。毎年度、5業者から6業者を指名して入札を実施しているが、平成12年度から平成14年度までは予定価格に対する落札率は100%を下回る入札者は1社もない。平成15年度において第2回目の入札においてようやく3社が下回っているが、落札価格は98.1%の高率落札で高位安定している。しかも、この4年間の落札者はすべてE社(第一建築サービス(株)長野営業所)である。</p> <p>しかしながら、毎年度、ほぼ同じような指名業者であり、その年度の落札額は入札者全員に周知され、昨今の財政状況から予定価格の増額の可能性がないにもかかわらず、第1回目の入札において全て予定価格を超える札を入れていることは落札の意思がまったく感じられないものである。しかも、第2回目の</p>	<p>これまで、庁舎内のレイアウト変更等により総合案内板等の張替が必要になった場合は、庁舎ごと、または内容ごとに随意契約を行っていたものを、今後は集約して契約を行うものとした。            (庶務課)</p> <p>業務委託は、工事のように決まった積算基準が用意されているわけではなく、業者からの見積を参考にして業務内容を精査、検討して設計書を作成しているため、このような状況になっていると思われる。</p> <p>また、ご指摘のとおり業務内容は毎年変わるものではなく、同じ内容の設計書であり、また、昨今の状況からして予算額は増額していない。このことからして、指名業者が同じである場合は、落札価格が高値安定していると思われる。</p> <p>業務委託については、今後、その内容、範囲及び方法並びに業務委託そのものの是非について検討し実施していく予定である。            (庶務課)</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査 分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>入札では同一業者が、毎年度、落札率100%及びそれに近いところで落札しているのは神業に近く非常に不自然である。</p> <p>契約に当たっては、より競争性を発揮できるような入札方法に改善すべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>6 浅川支所清掃業務委託 (報告書72ページ)</p> <p>(1) 支所と併設施設における維持管理について統一すべきもの</p> <p>1つの建物について、維持管理が統一されていないまま所管担当部ごとに処理されているのは、予算統制及び契約事務の簡素化の観点から適切でない。</p> <p>なお、消防点検について(節)手数料をもって契約しているが、委託料をもって行うべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>7 主査研修業務委託 (報告書74ページ)</p> <p>(1) 研修業務委託について研修効果の測定方法を検討する必要があるもの</p> <p>市役所という組織における研修は、行政実務に活かされてはじめて研修の効果が認められる。そのためには研修受講者自身の意見・感想のみでなく、研修後、直属の上司に対するアンケート調査を行うなど、他の研修効果測定の方法を検討する必要がある。</p>	<p>浅川支所及び安茂里支所の特別清掃業務については、生涯学習課で一括契約事務を行うものとした。</p> <p>消防点検については、会計課に確認したところ、法定点検であり、また、実務提要でも手数料での支出が適当としている。</p> <p>(庶務課)</p> <p>実施した研修が行政実務に活かさせているかどうかについて、効果測定をすることは非常に難しいものがある。</p> <p>「研修の評価・効果測定」については全国の自治体でも課題であり、一部機関においても、研修効果測定の事例を収集し、その分析に着手したところであり、具体的な方法論の研究と、簡便に実施できるツールの開発は今後の課題となっている。</p> <p>長野市の研修においても、政策形成能力や企画</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査 分

指摘事項等	措置状況
<p>(指摘事項) 12 駐車場案内システム保守運用業務委託 (報告書 78 ページ)</p> <p>(1) 予定価格の積算に当たり他都市及び報告書等を分析・精査し算定すべきもの</p> <p>この委託業務は、市街地駐車場の空き情報を案内するシステムのセンター装置・案内板・情報入力装置等の保守業務で平成8年度から実施している。 平成15年度に委託内容・点検回数等を精査し委託料を減額したが、今後とも他都市の状況や報告書等の内容を分析するなどして次年度契約に活かすよう努力すべきである。</p> <p>(指摘事項) 14 平成15年度起債管理 (報告書 80 ページ)</p> <p>(1) 委託業務になじまないもの</p> <p>市は起債管理について委託しているが、本来、市の借入金である起債の管理は市自らが直接行うべきで委託により管理すべきものではない。 市が直接実施すれば、パソコンの能力も向上していることから各種シミュレー</p>	<p>力など短期には目に見えないものをはじめ、本人の自己研鑽や上司の適切な指導によって成長していくもの、研修と過去の経験や新しい仕事を経験する中から複合して効果を上げるもの、また、どの時点で効果測定をすることが適切であるかなど課題は多岐に渡っている。 上記の点を踏まえ、指摘事項を受けて効果測定の方法を検討するため、平成17年度では、一部の研修において研修受講後に上司および受講者本人に対し、試験的に、研修以前と比較する行動変容アンケートを実施し、受講後の行動変容が測定可能かどうか調査中である。</p> <p>(職員研修所)</p> <p>長野市と同時期に駐車場案内システムを整備した中核市を対象に調査を実施し、予定価格積算のための基礎資料を作成した。</p> <p>(交通政策課)</p> <p>起債管理については件数が膨大であることから外部委託を行っていたが、平成16年度から新ザイムスの開発に伴い起債管理もこのシステムで対応が可能になった。よって平成16年度より外部委託は行わず、市で管理する方式に改善済みである。</p> <p>(財政課)</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査 分

指摘事項等	措置状況
<p>ションなども可能となり市政運営にプラスとなることが推定できる。 よって委託業務として起債管理を業者に依存する方式を改善されたい。 なお、16年度から市が直接管理する方式に改めている。</p> <p>(指摘事項) 22 環境衛生管理・清掃業務委託 (報告書 85 ページ)</p> <p>(1) 積算額の標準化について検討すべきもの</p> <p>勤労者女性会館しなのきのビル管理清掃について、床面洗浄ワックス仕上げ(P タイル・シート部分 244 m<sup>2</sup>)と地下トレーニングルーム床面洗浄ワックス清掃(フローリング部分 250 m<sup>2</sup>)を比較したところ、積算額をm<sup>2</sup>当たりの単価で見ると床面が、176 円、地下トレーニングルームは、100 円と大きな差が生じている。この単価の構成要素としてはほとんど人件費でしめられていることから、このように大きく相違することは不自然である。</p> <p>市は、同一の清掃作業については、作業内容を加味した標準価格を定め予定価格積算書に計上するよう検討すべきである。</p> <p>(指摘事項) 26 ひとり暮らし老人等緊急通報システム業務委託 (報告書 87 ページ)</p> <p>(1) 単価契約によって当年度実績で支払うべきもの ひとり暮らし老人等緊急通報システム業務の運営についてはNTTデータ信越</p>	<p>床面と地下トレーニングルームの清掃作業内容は、使用清掃用具及び清掃作業工程は、同等であるが、床面(P タイル)部分は会館の階段等、非常に手間のかかる個所が多く、常時5人で清掃を行っている一方、地下トレーニングルーム(フローリング)部分は、床一面のみであるため、比較的容易に清掃が可能であることから、常時3人で行っていることから、単価の積算に相違が生じているものと考えられる。</p> <p>今後は、各種業務項目に対する単価算出ではなく、各種業務項目における人員配置数及び、作業内容を精査し、標準価格を決め予定価格とするよう対応したい。</p> <p>(男女共同参画課)</p> <p>ひとり暮らし老人等緊急通報システム業務委託料の支払方法については、金利による割引ほか、設置件数が年々増加しているため当年度の実績払いとすると支出が大きくなることから年度</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査 分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(株)と業務委託契約している。 この委託料については前年度末設置状況により算定し、運営委託料は月額1,050円(消費税含)を基礎とし次のおり算定している。 1,050円×12か月×1,536件×(100-0.02)%=19,349,729円 またその委託料はその年度の当初に一括して支払うものとし、この場合、八十二銀行自由金利型定期預金(6ヶ月もの)金利分(算定式の(100-0.02)%)を割り引くものとしている。 しかしながら、毎年度その都度緊急通報装置一式が設置され、これが当年度で把握されているにも関わらず、前年度末設置実績によって算定しているのは適正でない。 また年間分を一括して年度当初に支払っているが、銀行金利相当分0.02パーセントの割引(3,871円)を受けたとしても、予算効率的執行の面から適切ではなく、委託業務の履行も未だ完了していないので適正ではない。 当年度緊急通報用機器の設置実績はその都度把握されていることから、このような場合、単価契約によって当年度実績で支払うか、前年度の実績に過去数年の傾向を加味し、年間の事業量を推計し、予算措置するとともに推計値を元に単価を算出して契約すべきである。</p> <p>(2) 再委託について市の文書による承認を受けるべきもの</p> <p>ひとり暮らし老人等緊急通報システム業務について受託業者は2社のタクシー会社と契約し、空車タクシーに出向依頼・出向確認を依頼して当該業務を行っている。これは事業発足時に受託業者と2社タクシー会社との共同企画書によって採用されたもので、タクシー会社</p>	<p>当初に一括払いをしていたが、平成17年度からは12か月の分割払いに変更した。 なお、設置台数には上限を設け、実績が当初の件数を上回った場合など契約額が不均衡となる場合は、別途協議の上改訂できることとした(仕様書第2条4項6号)  (高齢者福祉課)</p> <p>再委託について市の文書による承認を受けるべきものについては、受託業者と2社タクシー会社との共同企画書によって採用されたもので、タクシー会社への再委託が前提のためであったため毎年文書による再委託承認をしていなかったが、単年度契約の本契約書で甲(市)による文書の承認が必要とされていることから、受託者から</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査 分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>への再委託は当然であるとの前提であるとの説明である。                  しかしながら契約は単年度契約であり、当該契約書において甲（市）の文書による承認を受けずに委託業務を第三者に委託出来ないとされているから、タクシー会社2社について市の文書による承認を受けるべきである。</p> <p>（指摘事項）                  30 長野市が設置する児童館の管理運営等委託                  （報告書 91～93 ページ）</p> <p>(1) 児童館における保育所運営の実態を改善すべきもの</p> <p>幼児保育型児童館は、公私立保育所、幼稚園が充足されている現在、既にその役割を終え、これを敢えて継続する必要性は乏しく、一方で学童保育のニーズが高いことから本来の学童用の機能を持った児童館とするなど、そのあり方について検討改善すべきである。</p> <p>(2) 各児童館の収支状況等の実態を把握しておくべきもの</p> <p>長野市は、児童館の利用状況報告については、別途児童館ごとに報告書を求めている。併せて収支状況についても児童館ごとに提出させ、その実態を正確に把握しておくべきである。</p>	<p>再委託承認を提出させることで改善を図った。                  （高齢者福祉課）</p> <p>幼児保育型児童館のあり方についての検討改善については、平成17年6月から7月において、包括外部監査の報告書の内容を対象の幼児保育型児童館である古牧児童館と川合新田児童館の児童館運営委員会等関係者に報告・説明して運営状況等について状況を聞くとともに幼児保育型の児童館のあり方について意見交換を行った。                  今後は、保育園と幼稚園の機能を備えた総合施設・保育所・学童型児童館などの情報を古牧児童館と川合新田児童館の関係者や地域住民に提供しながら地域住民の意思を尊重しつつ、話し合いを継続し、改善を図っていく。                  （児童福祉課）</p> <p>契約に規定された児童館事業報告書の提出を求め児童館ごとの収支状況を把握した。                  （児童福祉課）</p>



措置の通知書

平成16年度 包括外部監査 分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>( 指 摘 事 項 )            32 児童手当システム法改正対応業務委託            ( 報告書 94 ページ )</p> <p>(1) システム設計において作業時間の実績を把握すべきもの</p> <p>委託業務の実施状況として、SE、PG等の受託職員の委託業務従事時間の報告を受けていない。            受託職員は、必ずしも、1日中当市の業務に従事していないことから、その委託業務従事に係る勤務簿の提出を求め、作業時間の実績を把握すべきである。            また、長野市は、中核市等各市とコンピュータ関連業務における積算状況及び契約内容に係る情報提供・照会等相互に情報交換を行い、経費積算の基礎となる資料の収集に努め、今後の適切な予定価格の積算の参考資料とする必要がある。</p> <p>( 指 摘 事 項 )            33 長野市もんぜんぶら座こども広場管理運営委託            ( 報告書 95 ページ )</p> <p>(1) 委託契約に当たり貸与物品について適切な処理を行うべきものについて</p> <p>委託契約に当たっては貸与物品として備品一覧表で貸与し、年度末に実数確認させ、提出させるなど適切な処理を行うべきである。</p>	<p>システム開発における業務委託は、システム開発という成果品を納入する形での委託業務であるため、委託職員の委託業務作業時間の報告を受けていなかったが、今後、このようなシステム開発を業務委託する場合は、業者側に、資料提供を求めることとし、改善を図った。</p> <p>他の中核市等との情報交換については、今後は今まで以上に、情報交換を行って基礎資料の蓄積に努めていきたい。            ( 児童福祉課 )</p> <p>長野市もんぜんぶら座こども広場管理運営委託については、平成16年度に備品一覧表を契約の相手先に提示し、その一覧表を基に備品を確認させた。            平成17年度委託については、委託契約書とともに、備品一覧表台帳を渡した。年度末に備品を確認させ、報告させる予定である。            ( 保育課 )</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査 分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>( 指 摘 事 項 )            35 中央隣保館鍵管理業務委託            ( 報告書 96 ページ )</p> <p>(1) 予定価格の積算について適切に行うべきもの</p> <p>業務量に見合った適切・妥当な単価をもって予定価格の積算をすべきである。</p>	<p>単価について、他者からも見積を徴取したが、当該契約団体よりも高い見積金額であった。</p> <p>また、再度当該団体に確認したが、『単価については「公共事業(長野市)受注単価見積表」のうちの「4.管理群 施設管理補助(時間外1時間当たり)単価803円」が根拠になっている。(803円には事務費7%を含む。これは3時間以上を想定したもの)短時間(3時間未満)少量、早朝、土・日・祝日の業務ということで割増している。』ということであった。</p> <p>そのため、単価については据え置きとするが、業務量の見直しを行い、開錠の際も敷地内及び館内の見回り及び点検を業務に加え、単価に見合う業務量となるよう改善を図った。</p> <p>( 人権同和対策課 )</p>
<p>( 指 摘 事 項 )            39 犀南保健センター機械警備委託            40 北部保健センター機械警備委託            ( 報告書 97 ページ )</p> <p>(1) 単年度契約から複数年度契約にすべきもの</p> <p>犀南保健センター機械警備委託並びに北部保健センター機械警備委託は、庁舎に熱線センサー等警備に必要な機器を設置し、夜間無人化した庁舎内の異常の確認を委託しているものであり、前者は昭和62年度から、また、後者は平成元年度から開始されており、どちらも長期間同一業者が受託している。</p> <p>この機械警備委託契約は、新規業者が参入する場合は、前の業者が設置した機器を取り外し新たに機器を設置することとなる。</p>	<p>複数年契約の締結について、当市は長期継続契約の対象とすることができる契約が決められているが、当該機械警備委託は予定価格が少額なため対象とならず、単年度契約となる。</p> <p>設置機器の耐用年数について、設置機器は受託業者の所有に帰し、機械警備遂行のため機器が通年良好に作動するよう保守点検を実施し、適宜修繕、交換等を行っているため、指摘された設置機器の耐用年数を考慮することは困難な状況である。</p> <p>業者決定について、契約初年度2者から見積を徴して業者を決定しているが、指摘事項のとおり</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査 分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>現状では、撤去費は市が負担し、新規業者は設置費をみることになる。市はこの機械警備委託契約を単年度契約とし、毎年度2者から見積を徴して業者決定している。</p> <p>しかしながら、前年度の業者は新規機器設置費用をみる必要がないため低価格を提示することができ、結果として同一業者と長期にわたり契約することになってしまっているのは適切でない。事務の簡素化のためにも、債務負担行為の手続きをとったうえで設置機器の耐用年数を考慮した複数年契約とすべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>65 松代象山地下壕精査点検業務委託 (報告書 111 ページ)</p> <p>(1) 一者随意契約を見直すべきもの</p> <p>当該事業については、平成元年度から始めており、平成12年度には鉦山等地下保安に関わる特殊技術を有する業者4社で指名競争入札を実施している。</p> <p>ところが、平成13年度からは、「この業務については、鉦山等地下施設保安に関わる特殊技術及び資格を有すると共に、平成12年度から当該業務を誠実に履行し、当該施設内の状況を把握している。」として三井金属資源開発(株)と一者随意契約をしている。</p> <p>しかしながら、一者随意契約理由については、「契約の手引き」でも述べているとおり具体的・合理的な理由がなくはないとされているが、この業務については、他者でも対応可能であることから、一者随意契約を見直し、特殊技術を有する者の指名競争入札とすべきである。</p>	<p>前年度業者と長期にわたり契約することとなっている。しかし、初年度、競争により業者が決定し、受託業者が所有に帰す機器を設置し、独自の機械警備システムにより業務を遂行している事実から考えると、次年度以降の機械警備委託契約は、契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるものと思われる。</p> <p>以上より、特定した1社から見積を徴して業者を決定し、単年度契約を締結している。</p> <p>(健康課)</p> <p>松代象山地下壕公開当初から精査点検業務に携わってきた大手開発(株)(途中、三菱マテリアル資源開発(株)に社名変更)が当該業務を含む鉦山事業からの撤退の意思表示があったため、平成12年度に指名競争入札を実施したこともあり、当該業務について一者随意契約に具体的・合理的な理由がなく、他者でも対応可能であることが原因であった。</p> <p>当該業務については、鉦山等地下施設に関わる保安技術資格者を有すると共に、地下壕内という特殊な状況下において継続的に危険箇所を把握し、本市に的確な情報を提供できる業者であることが不可欠であり、三井金属資源開発(株)は、鉦山等地下施設に関わる保安技術資格者を有すると共に、平成12年度から当該業務を誠実に履行し、壕内の経時的変化を把握しており、三井金属資源開発(株)との一者随意契約については具体的・合理的理由があると思量する。</p> <p>また、本件包括外部監査の結果も受け、特殊</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査 分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(2) 積算に当たり適切でないもの            当該委託に当たり、市は、予定価格積算書を作成しているが、その内容についてみたところ、安全精査費として主任技師、技師B、普通作業員について1回当たりそれぞれ2人工計上している(全体で6回実施している。)</p> <p>このうち1人工については、業者事業所(現飛騨市)から長野市までの車の移動時間としてみているが、人工は実際に業務に従事するための時間を見るもので移動時間まで見ることは適切でない。</p> <p>今後、業務実態に合った積算とするよう努める必要がある。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>71 登記未完了市道朝陽 50 号線用地測量業務委託            72 登記未完了市道長野東 72 号線用地測量業務委託            (報告書 112 ページ)</p> <p>(1) 競争入札とすべきもの            用地測量業務委託について、社団法人長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に随意契約したものと、指名競争入札をおこなったものがある。</p> <p>特段の事情があるものを除いて競争入札とすべきである。</p>	<p>技術を有する者の指名競争入札の実施を試み、他に当該事業の実施が可能な業者の調査を包括外部監査終了後より行ったものの、長野市物品等競争入札参加資格者名簿の中では三井金属資源開発(株)以外になく、また近年の全国的な国内鉱山事業の撤退傾向の中で、名簿登録外の代替業者も容易に見えず、地下壕公開にあたり、入壕者の安全を確保するため当該業務の継続が不可欠なことから、今後も三井金属資源開発(株)との一者随意契約を行うもの。</p> <p>(観光課)</p> <p>予定価格積算書中の安全精査費として主任技師、技師B、普通作業員について、業者事業所から長野市までの車の移動時間を含み、1回当たり各2人工計上していたことが原因であったため、本年度当該業務委託(平成17年4月20日契約締結分)より、安全精査費を従来の各2人工から各1.5人工と改正し、業務実態に合った積算としたことで改善を図った。</p> <p>(観光課)</p> <p>本件業務委託は、境界の確定、測量及び地積測量図・地形図等の作成を委託するものである。</p> <p>土地所有者から緊急の対応を求められた事案、境界の確定や土地表示登記について専門的知識・判断が必要な事案など特別な事情があるものについては随意契約により、その他のものについては競争入札によることとした。</p> <p>(監理課)</p>

措置の通知書

平成 16 年度 包括外部監査 分

指摘事項等	措置状況
<p>(指摘事項) 73 長野駅前立体駐車場管理運営委託     (報告書 115 ページ) (1) 委託業務の必要性について検討すべきもの</p>	<p>73、74 について 平成 18 年度から指定管理者制度による管理形態とすることにより改善を図りたい。 (監理課)</p>
<p>(指摘事項) 74 長野市緑町駐車場管理業務委託     (報告書 116 ページ) (1) 運営方法の変更を検討すべきもの</p>	
<p>(指摘事項) 75 長野駅東口地下駐車場排水設備清掃業務委託     (報告書 117 ページ) (1) 競争入札の競争性を確保すべきもの</p>	<p>75、76 について 指名競争入札による業者指名及び入札を契約課において実施したものである。 平成 18 年度からの指定管理者制度移行に伴い、各種保守点検業務を指定管理者の業務とすることを計画している。 (監理課)</p>
<p>(指摘事項) 76 長野駅東口地下駐車場消防設備等保守点検業務委託     (報告書 118 ページ) (1) 競争入札の競争性を確保すべきもの</p>	
<p>78 国有財産譲与申請に伴う数値地番図作成業務委託 79 国有財産譲与に係る特定作業業務委託 80 国有財産譲与に係る特定作業業務(その 2) 委託     (報告書 120 ページ) (1) 委託業務の内容のレベルに応じた設計積算とすべきもの</p>	<p>78 業務で作成した数値地番図データを、80 業務の背景図として搭載するにあたり、地番図データを変換する必要が生じた。 そのため 80 の業務委託において新たにシステム</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査 分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>国有財産譲与申請特定作業業務委託において、背景図データ変換作業をシステムエンジニア(SE)相当の業務として設計しているが、この業務はデータの入力作業であり、通常はオペレーター業務に位置づけられるものであり、SEの業務として設計したのは適正でない。業務の内容に応じたレベルの要員で設計積算すべきである。</p> <p>81 測量設計技術指導委託 (報告書 122 ページ)</p> <p>(1) 委託協定については是正改善をすべきもの</p> <p>長野市は、土木事業の共同処理を目的に創設された、長野土木振興会(任意団体)に測量設計技術指導委託に当り、協定を締結し委託している。</p> <p>しかしながら、長野土木振興会は、土木技術者が在籍しない各町村の測量設計技術指導等を共同処理するのが目的であり、長野市の事務量の節減が図られるとしても、長野市には設計技術者が在籍しており、今年度も5件程度の設計委託であるので、それ程大きな影響はない。したがって、あえて一者随意契約として同振興会に委託する合理的理由はないことから是正改善すべきである。</p>	<p>費を設計積算したものである。システム費の一部にはオペレーター業務に該当するデータ変換作業が含まれていた。</p> <p>国有財産譲与事務については、平成16年度で完了したが、今後同様の業務委託の設計にあたっては、業務内容を精査し、適正な要員レベルで設計積算をすることとした。</p> <p>(監理課)</p> <p>長野土木振興会は、各市町村の測量設計技術指導等及び災害復旧事業の積算・設計を共同処理するもので、平成15年度には、建設事業の設計は5件程度であったが、平成16年度については、台風23号の豪雨による災害が発生し、国庫補助関係で旧長野市分66箇所、合併町村分で100箇所を長野土木振興会へ委託した。</p> <p>このことにより、緊急を要する災害復旧事業の効率的な執行に資することが出来、また、その分通常業務に専念でき進捗が図られた。</p> <p>平成17年4月1日、従来の長野土木振興会を廃止し、公平性、透明性の確保と公共土木施設整備等の円滑かつ効率的な推進を図るため、公共土木施設整備等に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的に関係市町村をもって長野建設事務協議会が設置された。</p> <p>当協議会の担当する事務は、公共土木施設整備等に関する事務、災害復旧に関する事務等があり、職員は、関係市町村の職員のうちから選任するものであることから、土木事業の有効かつ円滑な推進が図られると考える。</p> <p>また、関係市町村から職員を派遣して事務を共同処理するものであるため、委託料の支払いはない。</p> <p>今後は測量設計等の民間活用が可能な業務は民間に委託するものとし、審査・積算・現場管理費等の発注者責任に係る業務を、当協議会において共同処理にて執行したいと考える。</p> <p>(道路課)</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査 分

指摘事項等	措置状況
<p>(指摘事項) 99 都市計画支援システム構築調整及び都市計画基本図(DM)修正委託 (報告書129ページ)</p> <p>(1) 債務負担行為による委託契約について検討すべきもの</p> <p>単年度予算の制約もあって業務完了に3年を要しているが、債務負担行為により一括委託契約にすれば、約400万円の経費節減になるとともに、競争入札においても競争性が発揮できるものと考ええる。</p> <p>(指摘事項) 102 若里公園外周高木他剪定業務委託 105 今里公園他2公園樹木剪定業務委託 (報告書130ページ)</p> <p>(1) 契約事務の簡素化に努めるべきもの</p> <p>樹木剪定業務等については、住民からの要望事項に対して即座に対応するため、その都度、少額契約として2者の見積りによる随意契約を行っている。しかしながら、少額の随意契約とするため50万円未満に分割したものと認められ適切でない。委託契約期間をみると、入札等を行える程度の時間的な余裕があるものと考えられるため、時期的に集約できるものは極力集約すべきである。</p>	<p>今後、同様なケースの場合には関係部署と協議を行い、検討する予定である。 (都市計画課)</p> <p>公園の高木剪定については、樹形を整えるための整枝剪定よりも住民からの苦情や要望にもとづく部分剪定が多いという特徴があると共に、迅速な対応が求められるため、集約は困難な状況にある。なお、低木剪定及び草刈等に関しては、極力集約し入札を行うよう、平成17年度より改善を図っている。 (公園緑地課)</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査 分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(指摘事項) 103 西居帰公園他樹木病害虫防除委託 104 神明広田中央公園他樹木病害虫防除委託 (報告書 132 ページ)</p> <p>(1) 契約事務の簡素化等を図るべきもの</p> <p>病害虫防除業務については、年度当初に業者から見積りを取り、薬剤散布量 1L あたりの単価を決定しているが、実際の契約に当たっては、小額の随意契約をその都度締結しているため、契約手続きに時間を要している。単価契約方法に変更すべきである。</p>	<p>病害虫防除業務については、年度当初に業者から見積りを取り、薬剤散布量 1L あたりの単価を決定後、決定単価に基づく単価契約を行い、月ごとの実績により支払う方法に平成 17 年度より改善している。</p> <p>(公園緑地課)</p>
<p>(指摘事項) 107 茶臼山動物園及び城山分園施設管理運営委託 (報告書 134 ページ)</p> <p>(1) 委託契約の積算に当たり委託業務範囲の経費とすべきもの</p> <p>長野市は、茶臼山動物園及び城山分園施設管理運営について(社)長野市開発公社と委託契約を締結している。</p> <p>委託必要経費は必要にして十分な経費をもって積算されているため、委託業務の範囲外で人件費を如何なる名目をもって支出するとしても過大な支出となることから適正でない。</p> <p>当該契約はあくまで茶臼山動物園及び城山分園施設管理運営業務であることから、その積算に当たっては契約書及び仕様書に示された委託業務範囲とすべきである。</p>	<p>委託契約の積算に当たり委託業務範囲の経費とすべきものについては、平成 18 年度からの指定管理者制度への移行に併せ、長野市から(社)長野市開発公社に派遣されている職員の人件費は、必要なもののみを委託業務範囲の経費とするよう適正化を図る。</p> <p>(公園緑地課)</p>



措置の通知書

平成16年度 包括外部監査 分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(2) 使用料の徴収委託について公報で告示すべきもの</p> <p>長野市は、茶臼山動物園及び城山分園施設管理運営委託契約において動物園使用料及び動物園遊戯施設使用料の徴収も併せて委託している。なお、平成15年度におけるこれら使用料の歳入額は、入園料 35,654,750 円、遊具使用料 11,844,920 円である。</p> <p>しかしながら、歳入の徴収を委託したときは、その旨を告示し、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない(地方自治法第243条及び同施行令第158条第2項)とされているが、これを行っていないのは適正でない。</p> <p>使用料の徴収委託について市公報で告示をするとともに見やすい方法により公表すべきである。</p> <p>(3) 財産に関する調書に物品として登載すべきもの</p> <p>動物園における展示用動物は、長野市財務規則においては物品のうち備品として分類されており、その台帳価格については取得原因によって取得価格あるいは評価価格によることとされている。財産に関する調書(地方自治法施行令第166条)に登載すべき物品は、100万円以上の重要物品である。</p> <p>しかしながら、動物園で飼育展示している動物についていずれも価格表示されていないため、ベンガルトラ、アジアゾウ、オーストラリアウオンバット等取得価格100万円を超える動物として重要物品と推定される動物が、重要物品として財産に関する調書に登載されていないのは適正でない。</p> <p>当該動物園管理の受託者には、展示動</p>	<p>使用料の徴収委託について公報で告示すべきものについては、平成17年度より私人への委託について告示(平成17年5月26日)するとともに、茶臼山動物園及び城山分園の売札所(入場券売場)及び売店等へ掲示し公表することで改善を図った。</p> <p>(公園緑地課)</p> <p>財産に関する調書に物品として登載すべきものについては、平成15年度から実施された備品管理システムの導入の際に動物を備品台帳から外し、従来からある動物園に備え付けの「動物台帳」にて管理を行っていた。</p> <p>今後は、100万円未満の展示動物の価格表示についても随時整備し改善を図る。</p> <p>(公園緑地課)</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査 分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>物の異動報告義務は課されているものの、全ての事務手続きを行うものではなく、物品管理については委託者の都市整備部に留保していることから展示動物について価格表示を行い、100万円以上の動物については財産に関する調書に物品として登載すべきである。</p> <p>(指摘事項) 108 茶臼山動物園春期植栽管理委託 (報告書 136 ページ)</p> <p>(1) 茶臼山動物園内の植栽管理等を集約し、競争入札とすべきもの</p> <p>茶臼山動物園内の植栽管理等を集約し、競争入札とすべきものについて 茶臼山動物園の植栽管理等については、次のとおり、春期・夏期・秋期の高木剪定等に分割していずれも少額契約として2者の見積書による随意契約としている。</p> <p>しかしながら、動物公園内の植栽管理について特段の理由がないまま分割することによって随意契約とし、(表56)のように結果として一者随意契約となっているのは、他の植栽業者が契約に参加する機会を奪うこととなるので妥当でない。また、契約事務の簡素化、経費節減の観点からも適切でない。</p> <p>それぞれの契約を集約(契約合計2,235,450円)し、一つの契約、例えば年間契約とするなど契約事務の簡素化に努めるとともに競争入札によって多くの業者に参加の機会を与え競争性を高めるべきである。</p> <p>(指摘事項) 111 南長野運動公園トイレ清掃業務委託 (報告書 137 ページ)</p>	<p>茶臼山動物園内の植栽管理等を集約し、競争入札とすべきものについては、今まで当課が分割発注していた少額の植栽管理契約は、平成17年度から(社)長野市開発公社へ委託している茶臼山動物園施設管理業務に含めることで改善を図った。</p> <p>なお、平成18年度からは、指定管理者制度を導入することにより更なる経費節減と契約事務の簡素化を図る。</p> <p>(公園緑地課)</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査 分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(1) 仕様書の内容を具体的に行うべきもの</p> <p>南長野運動公園トイレ清掃委託は、同公園内にある規格及び設備が同じ9か所のトイレ清掃を行なうものである。しかしながら、仕様書においてトイレの場所については図示されているものの、トイレ内の便器、洗面個所等については双方で既知のこととして明記されていないとともに、仕様書で具体的な清掃内容が指示されていないのは適切でない。契約書及び仕様書に基づいて検査検収が行なわれることから、具体的に指示すべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>112 南長野運動公園植栽管理業務委託 (第1工区) (報告書139ページ)</p> <p>(1) 一括契約することによって経費軽減等を図るべきもの</p> <p>南長野運動公園植栽管理については、平成10年度から逐次公園工事を実施し、その完成の都度植栽管理を植栽業者に委託してきており、公園植栽計画の全体が平成15年度に完成した。現在、同公園の植栽管理について公園全体29.7haを5工区(契約5件、契約額合計72,922,500円)に分割実施している。最後に完成した第5工区もすでに現在2年を経過し、植物は根付き活性化しているものと考えられる。</p> <p>公園の植栽管理工区について見直しを行い、当該工区を集約し、一括契約することで諸経費の節減を図り、併せて事務の簡素化を行うべきである。</p>	<p>仕様書の内容を具体的に行うべきものについては、平成16年度以降の南長野運動公園トイレ清掃は、公園施設全体の管理運営業務委託(体育課から長野市体育協会へ委託)に含めていることから、通常の清掃は管理事務所職員による業務範囲となっているが、今回の指摘を受け、平成17年度からは特記仕様書において、設備数量及び清掃方法を具体的に示すよう改善を図った。</p> <p>(公園緑地課)</p> <p>南長野運動公園植栽管理業務については、植栽管理の作業が一定の時期に集中するため、作業の適切な時期を逃がさないよう作業量を考慮し5工区に分けて発注していた。また、これは植栽管理業務を受託する造園業者の受注機会創出にも配慮したものであった。平成17年度については、外部監査期間中に発注準備を既に終えていたため前年度同様の発注形態となったが、平成18年度からは指定管理者制度の導入に伴い1工区契約となる。</p> <p>(公園緑地課)</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査 分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(2) 高木剪定について図面をもって具体的に指示すべきもの</p> <p>南長野運動公園管理委託業務において芝生及び樹木管理の積算を行っており、高木剪定については462本中、本数を限定して130本について278,700円と積算しているが、仕様書及び図面等において明確に指示されていない。</p> <p>しかしながら、これらについては毎年度定期的を実施するものではない、という説明である。したがって剪定すべき樹木を特定する必要があるが、その樹木を特定していないのは妥当でない。その他高木、低木、芝生等について公園台帳等において明確になっていることから、図面をもって具体的に指示すべきである。</p> <p>(指摘事項) 113 街路樹管理業務委託 (報告書140ページ)</p> <p>(1) 契約形態を総価契約とすべきもの</p> <p>長野市は、(社)長野シルバー人材センターと街路樹管理業務委託契約を締結している。</p> <p>その作業内容は、中低木刈り込み、植栽帯除草であり、次のとおり、それぞれ1時間当たりの単価契約となっている。</p> <p>除草・清掃・施肥：856円 刈り込み：1,070円 刈り込み補助者：963円 樹木萌芽取り・名板取付け：856円</p> <p>ただし、片付けについては軽トラック1台当たり単価3,800円である。これらの単価は(社)長野シルバー人材センターの公共事業(長野市)受注単価見積表による1人1時間当たりの労務単価で、予定価格の経費積算の基礎となるものであるが、これをそのまま契約単価として採用している。</p>	<p>高木剪定の図面をもって具体的に指示すべきものについては、南長野運動公園の場合、特定の樹木に対して毎年定期的に剪定を実施するのではなく、その年の枯枝の発生状況や枝葉の茂り具合など樹木の生長状況等を勘案して、剪定が必要な樹木について実施していたため、剪定樹木の位置を図示することなく受注業者との協議により剪定樹木を定めていた。平成17年度については、外部監査期間中に発注準備を既に終了していたことから、前年度同様の発注形態となったが、作業を実施する段階で、剪定する樹木を図面で具体的に示すよう改善する。</p> <p>(公園緑地課)</p> <p>契約形態を総価契約とすべきものについては、平成17年度の契約から、(社)長野シルバー人材センターと面積単価により契約できる部分(除草、刈り込み)は、総価契約とすることで改善を図った。</p> <p>(公園緑地課)</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査 分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>しかしながら、経費積算に当たりその業務量は街路別に作業延長(62,200m)として把握されており、植栽管理については設計基準も確立しており、しかも労務単価については同人材センターから示されているので作業量による単価が可能であることから、時間当たりの契約単価を採用することは適切ではない。また単価契約の支払いについては実績の確認が重要であるが、これをあえて個々の作業能力差も生じる1人時間当たりの基準とする単価契約は経費的にも履行確認の面からも妥当でない。</p> <p>単価契約は、単価のみを決定して契約期間を通じてあらかじめ数量が確定できないものについて一定期間ごとに実績によって支払いするものである。あらかじめ数量が確定できないときの契約形態で、総額をもって契約金額とする契約上の原則に対する特例である。街路樹の手入れは季節的に年間を通じておおむね決まっていることであり、手入れは一定区間で行われることから単価契約とすべきではなく、総額をもって行う総額契約とすべきである。</p> <p>(2) 仕様書により発注方法を具体的に指示すべきもの</p> <p>街路樹管理業務委託契約書及びその仕様書をみると、契約書は全体でも8条までの条項で簡単なもので、仕様書も契約単価及び指定か所の別図を示す以外は、双方協議によるものとして具体的な指示内容は示されておらず、発注方法は規定されていない。</p> <p>しかし、街路樹及び植栽帯の雑草には剪定、除草の適切な時期があるにもかかわらず、このことについては文章等によって適切に指示していないのは妥当でない。</p>	<p>仕様書により発注方法を具体的に指示すべきものについては、今まで路線の図面を添付していただけであったが、平成17年度の契約から委託路線を示し、除草・中低木刈込み・灌水・安全管理等の作業の内容及び時期を示した特記仕様書を作成することで改善を図った。</p> <p>(公園緑地課)</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査 分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>当該契約は年間契約であることから、年間の作業計画を策定し、適宜適切に仕様書で定める具体的な発注方法によって業務の発注を行うべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>114 長野駅前街路樹診断調査委託 (報告書142ページ)</p> <p>(1) 樹木医による診断を明記すべきもの</p> <p>長野駅前街路樹診断調査委託契約は、少額の随意契約で請書により法人相手に契約している。その業務内容の中心は樹木医の診断を求めるものであるが、特段そのことについて指示していない。</p> <p>しかし、当該法人には樹木医が在籍していることを前提に契約していることから、仕様書において樹木医の診断について明確に指示しておく必要がある。</p>	<p>樹木医による診断を明記すべきものについては、今までは樹木医が在籍する業者を選び発注していたため、あえて仕様書で樹木医について記述していなかったが、平成17年度からの仕様書には、樹木医の在籍及び樹木医の証明書添付を明記することで改善を図った。</p> <p>(公園緑地課)</p>